

下記の物品の売払いについて、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 競争入札に付する事項

- (1) 品 目 機密文書の回収及び溶解処理（1 kgあたりの買取単価契約）
- (2) 予 定 数 量 機密文書 102,000kg
- (3) 売払いの条件等 仕様書による。
- (4) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 納 入 場 所 仕様書による。
- (6) 入 札 方 法 単価による。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「不用品等の買入れ」を営業種目とし、不用紙類の買入れを主としている者であること。
- (3) 静岡市内に本社又は営業拠点を置く者であること。
- (4) 当該売払品を回収する能力を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 入札者に求められる義務

仕様書に示す回収日時に当該売払い品を回収し、回収後は仕様書に従った処理を行う能力を有すること
なお、この入札に参加を希望する者は、当該売払品の回収方法等を説明する資料等を令和7年3月14日（金）午後1時まで仕様書・入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

4 仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

(1) 交付場所及び担当部局

〒420－8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号 054－221－2191

(2) 交付期間

令和7年2月28日から令和7年3月14日まで

受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(最終日は午後1時まで)とする。

5 入札執行の日時及び場所

日時 令和7年3月18日(火) 午前10時20分

場所 静岡県庁 別館9階 第二会議室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。